

## 第1 監査の概要

### 1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準(令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して、監査を実施した。

### 2 監査の種類

#### (1) 財務監査(定期監査)

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

#### (2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

### 3 監査の対象

(1) 監査対象機関：警察本部関係機関42機関

(2) 監査対象期間：令和4年9月1日～令和5年8月31日

### 4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

### 5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年11月30日～令和6年1月12日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
北九州市警察部	令和6年1月11日
警察学校	令和6年1月11日
交通機動隊	令和6年1月11日
高速道路交通警察隊	令和6年1月11日
第一機動隊	令和6年1月11日
第二機動隊	令和6年1月11日
中央警察署	令和5年12月12日～令和5年12月13日
博多警察署	令和5年12月14日～令和5年12月15日
東警察署	令和5年12月19日～令和5年12月20日
南警察署	令和5年12月21日～令和5年12月22日
早良警察署	令和5年12月14日～令和5年12月15日
城南警察署	令和5年12月12日～令和5年12月13日
西警察署	令和5年12月21日～令和5年12月22日
粕屋警察署	令和5年12月19日～令和5年12月20日
春日警察署	令和5年12月19日～令和5年12月20日
筑紫野警察署	令和5年12月21日～令和5年12月22日
糸島警察署	令和6年1月11日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
宗 像 警 察 署	令和 6 年 1 月 12 日
朝 倉 警 察 署	令和 6 年 1 月 12 日
博 多 臨 港 警 察 署	令和 6 年 1 月 12 日
福 岡 空 港 警 察 署	令和 6 年 1 月 12 日
小 倉 北 警 察 署	令和 5 年 12 月 7 日～令和 5 年 12 月 8 日
小 倉 南 警 察 署	令和 5 年 12 月 7 日～令和 5 年 12 月 8 日
八 幡 東 警 察 署	令和 6 年 1 月 12 日
八 幡 西 警 察 署	令和 5 年 12 月 5 日～令和 5 年 12 月 6 日
折 尾 警 察 署	令和 5 年 12 月 5 日～令和 5 年 12 月 6 日
若 松 警 察 署	令和 5 年 12 月 12 日～令和 5 年 12 月 13 日
戸 畑 警 察 署	令和 5 年 12 月 14 日～令和 5 年 12 月 15 日
門 司 警 察 署	令和 6 年 1 月 12 日
行 橋 警 察 署	令和 6 年 1 月 12 日
豊 前 警 察 署	令和 6 年 1 月 12 日
飯 塚 警 察 署	令和 6 年 1 月 11 日
嘉 麻 警 察 署	令和 6 年 1 月 11 日
直 方 警 察 署	令和 5 年 12 月 5 日～令和 5 年 12 月 6 日
田 川 警 察 署	令和 5 年 12 月 7 日～令和 5 年 12 月 8 日
久 留 米 警 察 署	令和 5 年 11 月 30 日～令和 5 年 12 月 1 日
小 郡 警 察 署	令和 6 年 1 月 12 日
う き は 警 察 署	令和 5 年 11 月 30 日～令和 5 年 12 月 1 日
筑 後 警 察 署	令和 6 年 1 月 12 日
八 女 警 察 署	令和 5 年 11 月 30 日～令和 5 年 12 月 1 日
柳 川 警 察 署	令和 6 年 1 月 11 日
大 牟 田 警 察 署	令和 6 年 1 月 11 日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金の払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認、拾得物件の保管状況

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬(会計年度任用職員等)の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

## 第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項(是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの)  
該当なし

- 2 注意事項(是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの)  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

調査区分	件数	説明
支出	1	産業廃棄物収集運搬業務請負契約の支出科目について、通信運搬費（11節01）とすべきところ、委託料（12節）としていた。
計		1件